

第二十四回国会
衆議院

地方行政委員會議録第三十八号

昭和三十一年四月十八日(水曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君
理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君
理事 永田 亮一君 理事 山中 貞則君
理事 吉田 重延君 理事 北山 愛郎君
理事 中井 徳次郎君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君
瀨田 三郎君 櫻内 謙雄君
渡海 元三郎君 徳田 與吉郎君
中嶋 太郎君 堀内 一雄君
丹羽 兵助君 川村 繼義君
山崎 巖君 櫻井 奎夫君
五島 虎雄君 櫻井 奎夫君
門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 太田 正孝君

出席府政委員

自治庁次長 鈴木 俊一君

總理府事務官(自治庁財政部長)

後藤 博君

委員外の出席者

總理府事務官(自治庁財政部長)

柴田 護君

專門員

門地 与四松君

四月十七日

旅館における遊興飲食税撤廃に関する請願(西村力弥君紹介)(第一九三〇号)

地方公務員法等の一部を改正する法律制定反対に関する請願(島上善五郎君紹介)(第一九五四号)

地方財政確立に関する請願(島上善五郎君紹介)(第一九五六号)

町村合併促進法の適用範囲に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第一九六三号)

木材引取税撤廃に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一九九九号)
芸者の花代に対する課税改正に関する請願(中村梅吉君紹介)(第二〇〇〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(北山愛郎君外十名提出、衆法第三八号)

〇大矢委員長 これより会議を開きます。

政府提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案及び北山愛郎君外十名提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題として質疑を行います。

まず北山愛郎君外十名提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案について提出者から提案理由の説明を聴取いたします。北山愛郎君。

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法(昭和二十五年法律

第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十二」を「百分の二十七」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

2 交付税及び歳入税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三三三号)の一部を次のように改正する。
第四条中「百分の二十五」を「百分の二十七」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百二十九億円の見込である。

〇北山委員 ただいま議題となりました社会党の提出、衆法第三八号、地方交付税法の一部改正案につきまして提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

この法案の内容は、地方交付税の税率を二七％に引き上げ、地方財源を充実し、その窮迫に対処せんとするものであります。われわれ社会党が昨春以来主張し、提案して参つたことを昭和三十一年度から実施せしめようとするものであります。新年度地方財政対策としては政府においても地方交付税率を百分の二十五に引き上げる等、若干の対策を用意して参つたその努力については、敬意を惜しまないものであります。自治体の要求に対しては、すこぶる不十分であつて、特に地方税

及び雑収入において収入を過大に見積り、事業費においては不当に圧縮する等、その地方財政計画には幾多の欠陥を残しておるのであります。われわれは地方交付税二％の引き上げによつて政府案に対し百二十九億円の増額をいたすのでありますが、これは決して十分ではないと存じますけれども、これらの欠陥を当面補てんするため、最小限度の要求でございます。なお本案に伴う一般会計予算補正及び交付税算定上の技術的な改訂等につきましては、別途この改正を期待いたしておるわけであり、社会党としては、国の一般会計予算審議の際も組みかえ動議におきまして、独自の政策を盛り込んだ国、地方を通ずる行政政策を提案いたしました。本案はその一部をなすものであります。昨年の国会におきまして旧自由党の諸君におかれましては交付税率を三十一年度から二八％に引き上げるよう提案があつたのでございまして、委員各位の中には二七％では不足であるというふうなお考えの向きもあると存じますが、政府案の欠陥を補う現実的な政策をいたしまして、ぜひとも本案に御賛成をいただきますようお願いいたします。

〇大矢委員長 本案に対しては、予算の關係がございまして、国会法第五十七條の三の規定によりまして、内閣として御意見があれば、この際承わることになります。

〇太田國務大臣 ただいま交付税をも

う二％増す問題につきましての法律案がありましたが、申し上げるまでもなく、三十一年度の予算は確定いたしておりまして、財政計画もその線によつて作っておるのでございます。もしこれを実行する場合には、補正予算を組まなければならぬ問題にもなりますので、三十一年度の処理につきましては、いろいろの御批判もございましたが、現在の通過した予算のもとに、またこれから御決定を願わんとする地方交付税率のもとに実行したいというので、御趣意に沿つて百二十九億に当る補正をするという考えは、政府において持っております。

〇大矢委員長 それでは三案に対して質疑を行います。通告がございしますからこれを許します。門司亮君。

〇門司委員 この際私は大臣にお聞きをしておきたいと思ふことは、大臣の今日までの地方の財政に関する諸般の議案に對しましての御答弁の中に、地方財政に關しては来年度において税制一般を通ずる改正をしていきたいという意向が非常に強かつたのであり、また内閣としてもそういう方針であるように聞いております。従つて私はこの際大臣に確かめておきたいと思ふことは、地方財政の将来に對して一つの大きな改革をしようとするのか、その点を一応聞いておきたいと思ふのでございます。政府の機關としてというよりむしろ国の機關として置かれておりますものの中

に、御承知のように地方行政に對し、調査會が一つあります。それからもう一つは、例の、必ずしも政府機關とは言えませんが、税制調査會が一つあります。そのほかにも一つ、何か大蔵省關係の税制審議會というふうなものがあるはずであります。この三つの団体は、おのおの法律的の根拠に基くもの、あるいは大蔵大臣のプライベートルのような形であるもの、さらに閣議によつて定められたというふうなものがあります。いずれにいたしましても、これは地方の行政と國の財政との間における一つのものを、やはり協議してある団体であることは間違ひはございません。従つて大臣としては、あるいは政府としては、この三つの団体のいずれの団体の意見を一応取り上げるかといふことは、非常に大きな問題であります。従来われわれが見ておられますと、法律によつて定められた地方制度調査會の答申案というものは、財政の面では割合に取り上げられておらない。そして政府の中を非常に大きく支配してゐるのは、やはりほんとうに法律に基かざるその他の団体の、いわゆる税制審議會であるとかあるいはこの財政の關係を持つております委員會等の意見がかなり強く反映しております。従つて自治庁の大臣としてはどういふ角度においてこれを取り上げて、そして来年度の地方財政計画を完全なものにしていくかといふお考えであるか。その辺をこの機会に聞いておきたいと思ひます。

○太田國務大臣 三十一年度の予算及び財政計画がこの通りに進むものとした場合に、三十二年の問題を考えなければならぬ段階にあることは申し上げるまでもございません。諮問機關として地方制度調査會及び臨時税制調査會といふようなものもあります。大蔵大臣の私的なものは私に申し上げる筋合いでないと思ひますが、この二つの中にもまた意見が違つた場合が今まであつたと思ひます。たとえば入場券等税等について臨時税制調査會の方は入れておるが、片方は入れておらないといふたように意見の食い違ひもあつたやうであります。今まで三十一年度の予算を組むに當りまして、この二つの答申のうち、門司委員は用ひなかつたといふ言葉であつたのでありますが、用ひざるものの方がむしろ少かつたといふ信じております。あるいは農業事業税でありますとかあるいは目的税としての消防施設税であるとかいふようなものは入れませんでしたけれども、入れることができなかったわけでございますが、その他の意見については大筋をいたしまして、あるいは三公社の課税のごとき、この調査會の意見を織り込みまして、またそれを基礎としたといふいい表現をいたしたいと思ひます。三十二年度につきましては、もちろん政府部内だけで確信を持つて処理すべきものは別でありますが、そうでない、いろいろむづかしい問題がございますので、これらの制度調査會等に諮問してよき案を得たい、こう考へておる次第でございます。

○門司委員 ばく然とした答弁で、はつきりしたものでないと思ひますが、問題は将来日本の地方財政をどうするかといふ一つの大きな問題にぶつかつておりますときに、今の大臣の答弁では、私も満足するわけには参りません。同時に地方制度調査會におきまして、今大臣がお話になつておりますもの以外にも、私は地方財政に關する問題で相当いろいろな意見があつたと思ひます。

この際もう一つ突つ込んで聞いておきたいと思ひますことは、今大臣のお話になつております地方制度調査會の案を取り入れたといふ考へ方は、新たな税種目を起して、この前の委員會でも話しましたが、國民の犠牲といふか、國民の負担においてこれを補おうとする考へ方でございます。そのほかに地方制度調査會の案の中には、たとえば交付税をふやせとか、あるいはたばこの消費税のごときは三〇％に上げたかどうかといふやうなことで、現在の税制財政の中で國と地方との接分の關係を、実はかなり強く要請しているわけでありまして、この点についてちつと触れておられません。交付税が二二％から二五％になつたと言われるが、そこだけは、あるいは改正したといえるかもしれません。従つて、こういう新しい税種目によつて國民の負担を増すやうなことでなくして、現在の機構の中で國と地方との財政上のバランスを合せていくという方向に導いていくことの方が、私は實際の財政調整の上から考へれば妥当だと考へる。従つて、こういう御意思で今後進められかどうかといふことを、もう一応聞いておきたいと思ひます。

○太田國務大臣 申し上げるまでもなく、地方財政と國家財政とは深い關係を持ち、また交付税といふものがそのつなぎになつてゐるのでございまして、門司委員の申される、また今の御提案にもありましたやうな交付税を増していくという方向につきましては、國家財政とのからみ合ひの上、また國家財政の立場、地方財政の面から考へなければならぬ点がございしますので、現在が三大税の四分の一に當つておるといふこの嚴肅なる事實にも考へなければならぬと思ひます。たばこ消費税につきましても、また同様な考へ方を持つております。もちろん根本論には、かねて申された通り、私も申す通り、地方の事務との關係、負担の關係等もございしますので、そんな点も國家財政とからんでやるべきものと思つております。

○門司委員 これは實際的な問題として聞いておきたいと思ひますが、地方の財政、行政について政府は十分に調査されておると思ひますが、私どもは、政府の調査の見聞するところでは、政府の調査といふものは、地方制度調査會といふ一つの団体はございしますが、これも御存じのやうに、学識経験者の方がお集まりになつて、おのおの御意見を出されておるのでございします。しかし實際上の運営といふものは、きつめて微力というか、ほとんどないと言つて怒られるかもしれません、事務局も完全なものを持つておるわけではございせん。みづからの調査機關を持つておるわけではございせん。従つて、お集まりになつた学識経験者の方々の経験と學識に基く考へ方の上にこれの運営がされ、さらに結論が出されております。私はこういう形では、問題を処理することのためにきつめて不便ではないかといふ感じがするのであります。従つてこの際政府は何らかの形で、みづからの手で、地方の財政、行政の實態をほんとうに調査される御意思があるかどうかといふことでございします。

このことを聞きましますのは、去年の八月、九月から十月に大體調査は終つて、ごく最近に調査報告が出されておると思ひますが、それは藤田武夫先生などを中心といたしまして學者グループの諸君の、東北地方における實態の調査であります。しかしこれも実は文部省から三十万円の補助金が出されて行われております。そして八人か十人くらいの學者を動員して、相当期間をかけて調査が行われております。これも、費用の点から申し上げましても非常に貧弱であつて、私は學者の方々がみづからの立場において研究されておることからいへば、費用等についてはあまりやかましくは言われなかつたと思ひます。必ずしも私は十分でなかつたと思ひます。實際を聞いてみますと、実はかなり窮屈な調査をやられたやうに拝聴いたしておりますが、こういうことは當然自治庁の今日の段階におきましてはやるべき仕事であると思ひます。地方の行政を考へるならば、行政の實際といふものをやはりほんとうに把握するといふ建前がなければならぬ。ところが文部省がただ學問の關係の上においてこれを研究しようといふやうなことでは、自治庁としての面目がなくなりまして、自治庁に神奈川縣におきまして、これを調査するために鶴岡信成先生を中心といたしまして、やはり學者の各位に御依頼をいたしておるのであります。われわれはこれらのことを考へて参りますと、自治庁はほんとうに地方

の行財政をみずからの手によって改正していかうという熱意がないのではな
いかと思う。もし自治庁のほんとうの
考え方があるならば、文部省にまかせ
るとか、各府県にそういうものをやら
せるとかいうよりも、自治庁自身のも
とに大きな一つの計画性があつて、そ
うして地方の自治体の実態をえぐり出
していくということが、この際必要で
はないかというように考えるのであり
ますが、これについてせつかく来年度
に改革をせよとせられるならば、
今からでもおそくないから、自治体の
実態調査を自治庁の手において行わ
るべきだと思ひますが、そういう計画性
が大臣の方でございますか。

○太田国務大臣 私は地方制度調査会
などのお力尽しについては深甚の敬意
を表しております。またその効果が
あつたと信じております。学者とい
い、諸先生といひ、あるいは評論家と
いひ、もちろんこの中に国会議員の皆
さんにもお力添え願つておるわけであ
ります。あゝあゝ委員会があつたれば
こそ、私の言うことは少し大きいかも
しれませんけれども、ずいぶん危うく
なりつつあつた地方財政を今日持ちこ
たえて、ここに基礎を築き上げつつあ
るというのも、あゝあゝ制度調査会
のお力尽しがあり、これをとつたからで
あると思ひます。もちろん責任は政府
にございまして、政府といたしまし
ては十分の努力をいたさなければなら
りません。調べが足らぬから、今申され
たような学術関係の調査の面において
も、もっと広げたらというお言葉もご
ざいます。自治庁といたしましては調
査官等も派遣いたしまして、実態の把
握ということには相当の努力をしてお

るつもりでございます。私はこういう
意味において、責任を持つ政府の努力
と、また利用し得る制度調査会のお力
添えとをかりまして、ここまでござつ
けたと思つておりますが、地方財政の
将来の発展ということにさらに努力い
たしたい。お言葉は学術調査会のごと
き調査をやるように努力したかどうか
というお言葉でございますが、やはり
問題といたしましては地方制度全体に
わたる関係もございまして、地方制
度調査会に主力を置いてやっていき
たい。また調査官の力を自己の行政機
構の範囲内において精一ぱい働かして
きたい。もちろんそういう有益な御報
告に對しましては、われわれもさらに
それを調べて、実際に地方行政の上
つものでございまして、

○門司委員 非常に抽象的な答弁でござ
います。実際から申しますと、実態
がわかつていないわけはないと思ひ
ます。事実今日行われております制
度の中には、当然改革を要すべき行政
上の問題もたくさんあるかと思ひ。そ
れらの問題については、もう少しほん
とうの調査機関というやうなものが自
治庁の中に——今日自治庁で調査をや
つておる部分がないわけではありませ
んが、これなどはほとんど問題が起つた
ときに主としてこれらの発動を見てお
るのであります。別に実態調査とい
うものができていないのではないかと
いうのと、もう一つはやはり同じ政府
部内において問題のある点、たとえば
補助金が非常におそく行つていると
か、あるいは補助金の関係から、中央
から出て参ります役人の数が非常にふ
えておつて、その接待費に追ひかけ

られて困つておるといふ点がしばしば
ある。こういういけなない点をえぐり出
すためには、私は役人同士の間ではう
まくいかなんかと思ひ。ほかにはつきり
した調査機関というやうなものがあつ
て、遠慮なくそういうものを出してく
るというやうな一つの調査がこの際必
要ではないか。それには地方制度調査
会がありまして、これはさつき申し
上げましたように手足を持つておりま
せん。それではここで何を調査するか
といへば何も持つておらない。ただ今
後の経験とそれを土台にしてのお話を
されていられる。委員会自体として
の調査機関は持つておられ、こういう
ことでは実は心配になるのでありまし
て、今お伺いをしていられるのでござ
います。今の大臣の御答弁をそれ以上追
及しようとは思ひません。この際実態
に即した地方行政に関する改革ので
き得るやうに政府としてはぜひ一つ努
力してもらいたい。そういたしません
と、これはもう政党とか政派とかい
うやうなものでなく、あるいは感情とか
いふものでなく、地方財政という
ものは、もうほんとうに困つてきてお
るのであります。地方財政の破壊は日本の民
主主義の崩壊になると私は思ひます。だか
らこの問題についてはぜひ一つ考慮を
わづらわしておきたいと思ひます。

次に、もう一つ質問をしておきたい
と思ひます。これは、実ははつきりした
ものはまだ出ておりませんが、私ども
の仄聞いたところによりますと、
農林省関係で何か現在の競馬を民営に
移したらどうかという御意見があるや
に承つております。そうしてこれに
對しては過般反対の陳情が参つており
ます。私は競馬のよしあしということ

についてはいろいろ議論があること
と思ひます。そうして地方の自治体が賭
博に走るやうな、こういう射幸心をそ
るやうなことをやつてはいけな
い。しかしそれなら同じ射幸心をそ
るやうなものが民間であつたらいいか
といふと、それも考えられない。悪い
ものなら両方やめればいい、どつちが
どうとも考えられない。従来はいきさ
つから考えてみますと、やはりこれを
民営に移すことによつて、いろいろな
問題が出てきやしないか。こういうこ
とが一つ考えられるので、それから現
在まで競輪、競馬というやうなものが
、地方財政に對してかなり寄与する
ところがあつたことは、これは認めな
いわけには参りませんが、これらの問
題について自治庁としてのお考えがも
し発表できるなら、この際一つ発表し
ておいていただきたい、こう考えてお
ります。

○太田国務大臣 今府県及び市町村で
公営している競馬を民間の経営に移し
たらどうかという問題につきまして
は、門司委員も申されましたが、私も
陳情を受けております。しこうして問
題の範囲につきましては門司委員の言
われた点が、やはり私も取り上げる点
でございます。自治体といたしまして
はこういう難入に入つておる金とい
うものは少くないのでございまして。競
馬、競輪、オート・レースなどの、収
入は、二十九年度全体はまゝとてお
りませんが、ざつと大づかみにして六
十億円くらいあるかと思ひます。その
中で競馬が約七億円でございまして、
で、門司委員のお言葉通り少くない金
額でございます。こういう収入がいい

か悪いかにいふことは、今お言葉のう
ちに射幸的なものは思ひにくい、民
間であらうとまた公共団体であらうと
いけない、私もそう思ひます。ただ地
方財政が非常に困つておる關係等がご
ざいまして、かやうな収入を入れてい
るという段階でございます。新生活運
動などを唱えられる政府といたしまし
ても、こういうことがいいか悪いかと
いふことは、もう申し上げるまでもな
いことでございますが、何にしても地
方財政が非常に窮乏しておる場合に、
府県においてあるいは市町村におきま
して、この公営をやつておるのござ
います。もしこれを民営に移した場合
にどうなるか。現実に競馬関係は農林
省関係と思ひますが、まだ私は直接何
らの話を受けておりません。それがい
かなる農林行政の建前からの御主張か
は存じませんが、現状における地方自
治体の財政の上からいけば、射幸的な
ものといへば、射幸的なものとしても
相当の収入でございます。これをもし
民間に移すということが右へならえ
で、競輪に及ぶということがなれば、
非常に大きな問題になつて参るので
ございます。私どもとしては、地方財政
の面から申しますと、なかなか簡単に
処理すべき問題ではない。ただし一応
農林行政の上からいかなる御主張があ
り、いかなる案をお持ちか存じませ
んし、御意見もむろん聞かなければなら
りませんが、地方財政といたしましては
六十億、そのうちの七億、しかも府県
が二億でございまして、たしか市町村
が五億くらいは當つていふと思ひま
す。現に東京におきましては二十三区
がこれに關係しております。その金
額の収入が東京の二十三区だけで、

ちようど市町村の半分近い二億五千万円くらいになっているのでございませう。こういうものを数字的に調べてみましても、軽々しく取り扱うべき問題ではない。地方財政の建前、あるいは農林行政の建前から、いかなる御主張があるかということも聞いた上で処理すべき問題である。問題の実質は門司委員の言われましたような、この収入の本質がどうである、また金額がどうである、地方財政の建前からどうなるかということについては、私が今申し上げました意味を御了承願いたいと思います。

○門司委員 大体了承はするのでございますが、なおもう一つ突っ込んでお聞きしたいと思ふことは、これらの問題は地方財政にきわめて密接な関係を持ち、今日ではほとんど不可分の関係を持っているといつていいくらいに、実は関連性を持っております。しかしこういうものがたとえ競輪にいたしましたとしても、競馬にいたしましたとしても、これを公営にして、現在のような状態になっておられる過程をずっと振り返って見ますと、非常にインフレの高進している際でもあり、日本の国内情勢が非常に乱れておりました時代においては、これがある程度統制をするといふことが、公共団体が行うことによつて、一つの秩序を保つていくといふことも、その当時の一つの考え方だったと私は考えております。さらにもう一つの問題は、やはり特定の法律で特定の団体だけが保護をされていくといふようなこともあまり感じしたものでない。従つてこれらの問題はやはりやるなら公営でやった方がいいのではないかという当時の考え方が

あったと思ひます。それをやっております間に、だんだん地方財政に非常に大きな関係を持つてくるような現在にこれらのものを機械的に、あるいは主観的に考へて参りますならば、もはや社会の秩序が回復し、インフレというやうなものも、そう大きな障害にならなくなつてきたし、磨止の方向に向う方が国の秩序を維持することのためにはいいのではないかと考えられるのであります。地方財政とのからみ合せから考えれば、これらの問題についても現在としては簡単にやめるわけにはいかない。

そこで問題になつて参りますのは、将来における地方財政計画の口には、こういうものが考えられないで、地方財政計画といふものが立てられる方向が、今日望ましいと思ふ。政府の今の考え方は、やはりこれから上つて参ります収入といふものは、地方財政計画の中の一つの見積りとして今日入つております。従つて大臣はこれを除くわけにはなかないかぬと思ひますが、将来の地方財政計画の中には、こういうものについてはそう大きなウェイトをかけないで、だんだん磨止の方の段階にこれを導いていくといふことが、私どもとしては政策的には一応考えられるのであります。どうしても財政と結びつけて考へて参りますと、なかなか簡単にやめるわけにはいかなう。しかし財政といふものを離れた、そういう形において順次これらのものを利用する一つの善だといふ善であると言へるかもしれないが、しかしそれもなかなかいかにぬと思ひます。

で、今申し上げましたやうな形で、将来は磨止をするという方向にこれを持つていくとすれば、地方財政との関係を何らかの形で調整をとつていくことにしないと、急にこの問題が解決するわけにはいかぬと思ふのであります。そういう点についての大臣の考へがもしございしますなら、この際一つ承つておきたいと思ひます。

○本田国務大臣 公営がいいかどうかという問題は、結局公正なる競技がフェアに行われるかという問題ともからんでおると私は思ひます。だいた技術的なことになりまして、私の知らない分が多過ぎますが、今直ちに公営がいけないという踏み切りも私はむづかしいと思ひます。地方財政の立場から、こういう収入でなく、まかない得るといふことは、まことにあらまほしきことと存じます。もちろん地方財政を健全化していくことにつきましては、門司委員の御指摘の線、すなわちこういう射幸的なものでない収入で埋めていくといふ考へ方は、御同感であります。

○門司委員 それでは財政当局にその先を聞いておきたいと思ふのですが、実はこれらのものが許可されて行なつておりますのは、大抵特定の都市であります。要するに戦災その他による都市であります。これらの都市がこういう形において収入を得ておるといふこと、また得なければならなかつた時代も私はあつたと考へておるが、社会の秩序といふものが今日のやうになつて参りまして、かりにこれをやめるといふものが戦災都市その他に、やはり賦課されてこなければならぬと思ひます。

う。従つて財政当局では今からそういうことを考へて、財政措置といふものが当然とらるべきではないかと考へるし、もしこれを磨止しようとするなら、その財源だけは何らかの形で見ていかなければ、戦災都市等はなかなかやりにくいのではないかと。悪いからといってこれをやめてしまへば、戦災都市の方に非常に財政の困難性が出てくることになつて、財政をカバーしていかなければならぬ。財政当局ではそういう事態になりましたときに、これをカバーする方法が現在の段階であるかどうかということも、この場合にも一つ聞いておきたいと思ひます。

○後援政府委員 競輪、競馬の収益事業をやつておられます多くの団体は、六体交付税の参つていない不交付団体であります。そういう団体と、そうでない、交付税の参つております普通の団体とあまり変らない団体とあるのであります。交付税が参つておりませんので、しかも収益が非常に上つておる団体とそうでない団体との間に、将来の問題としても、やはり区分して考へる必要がありはしないか、かように私どもは考へております。具体的にその財源措置を今から考へて、振りがえ財源を与えるかどうかといふことにつきましては、これは現在事業収益をやつております事業そのものに関連があるものであります。その事業とのにらみ合せで、振りがえ財源の措置をするかしないかといふことを、きめていくべきではないかと考へております。現在のところでは、その段階まで問題がきておりませんので、まだ詳しくは調査いたしておりませんが、考へ方として

してはそういうふうな考へておる次第であります。

○北山委員 一点確かめておきたいのですが、地方財政再建促進特別措置法の第二十三条に「地方財政又は地方行政に係る制度の改正等により、地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める年度以降においては、地方債を制限する」という規定があるわけですが、そこで大臣は、三十一年度の地方財政の、あるいは地方行政の対策としては、いろいろ努力をした、いろいろ改善をした、こういうふうにおつちやつておられるのですが、この規定と関連してどうなんでしょう。昭和三十一年度の措置としては、まだこのために再建促進法の第二十三条の、いわゆる地方財政が確立するといふやうな条件に、この年度内にそういう時期に到達するとお考へであるかどうか。これは地方団体に対しては、非常におどかしみたくない規定で、いつそういう時期がくるか心配している向きもあるもので、その点を一つ確かめておきたい。

○本田国務大臣 お言葉の通り、まだ不十分な点がございします。問題はあるいは公債の利子等の関係もございします。三十二年以降に降においてこれを善処していきたい、かように考へている次第でございします。

○北山委員 そういたしますと、三十一年度の政府の地方行政対策では不十分であつて、まだこの法の第二十三条の条件を満たすには至つておらない。そしてその不十分な点といふのは、特に公債費の問題である。従つて三十一年度においては、公債費の負担というものについてはこれを改善していきたい。そしてそういうやうなこと

をやった上で初めて、三十二年度で
きればそういう事態が発生するかもし
れない、こういうふうに了解をいたし
ます。

そこで今の御答弁で、この不十分な
点が地方債、ことに公債費の負担にあ
るといふお話があったわけでありま
すが、この点について特にきのうも話
したので、公債費の負担というものは
非常に大きくなつてきている。し
かも個々の団体についてこれを見ま
すと、すでにその団体の税収と、その団
体の借金の元利償還が同じくらい、あ
るいは借金の元利償還の方が税収入
りも多いという団体が出てきているわ
けであります。従つてこれは全体の傾
向のみならず、そういうような非常に
状態の悪い団体が出てきております
で何とかしなければならぬ、こういう
ふうな事態なんです、やはり利子補
給等でこれをおやりになるというよう
な考えでございます。

○太田国務大臣 地方債の処理問題
は、各方面にあると思ひます。すでに
ことは十分ではございませんが、あ
るいは公債費の利子の問題、あるいは
償還期限の延長の問題、借りがえの問
題、また新規の地方債を募るにつて
の方針も、償還財源の関係をよくにら
んでやつていきたい。かような点も処
理いたします上に、地方債そのものの
ふえていく方も七十五億円減したな
どして、借金が増えないように、借金
を返すのに利子が安くなるように、期
限が延びるように、また新しい借金を
ふやさないように、こういうやり方を
やつてきましたが、何といたしまして
も従来の大きな、四千七百億あるは
五千億に達しているところのこの地方

債の処理という問題になりますと、結
局は利子の問題にいくと思ひます。こ
れは負担の軽くなるような今の金利低
下の傾向に、さらに国策をいたしまし
て進んでいく方法をとつております
が、それでも及ばない部分、やはり何
とかして国庫の方にたよらなければな
らぬ部分が多いだらうと思ひます。け
れどもその金額も相当に大きくなりま
すので、国家財政とにらみ合せつ、
地方財政の健全化のために公債問題は
処理していきたい。ことしとつたやり
方も、やり得る限りの手は打ちまし
た。結局国庫にどれだけ負担さすか
という問題だけが大きな問題に残つて
おりますので、この問題と取り組んで
いきたいと思ひます。

○北山委員 これはきのうも申し上げ
ましたが、実はそういうふうな御趣旨
と相反するような政策が若干とられて
きたわけなんです。すなわち、三十一年度
においては地方債を減らすというので
すが、その減らすのが、公債費の方を
減らせばいいものを、公債費の方は、
どちらかといへばやす方向に向つ
て、政府資金の利子の安い方を減ら
して、これは結局現実の政策として
は、地方負担を利子の面においても多
くしていくというふうな、今のお話に
逆行するようなことがとられておるの
で、はなはだ遺憾だと思ひます。
それからまたお話の中の地方債のワ
クをできるだけ減らしていく、これも
よくわかるのですが、しかしもしも地
方債の金利というものがもう少し安け
れば、戦争前のように三分とか四分と
かそういうふうな安ければ、地方財政
の需要を満たすためには、私は一割く
らいの起債財源というものはあつても

いいのじゃないかと思ひます。問題はやは
りその金利が高いからだ。従つて金利
を安くして、ある程度の起債財源とい
うものは確保するというのが、私は正
しいのじゃないかと思ひます。ただ
単に地方債のワクを減らす、しかもそ
れは政府資金の方を減らすというので
は、これは矛盾しているのじゃないか
と思ひます。そこでどうしても今まで
まつておる四千何百億という分の利子
を安くするということが、それから今
後における地方債についての利子を安
くするというのが、自治庁としては
とられなければならぬのじゃないか、
こう思ひますが、これについてのお
考え。

それからもう一つは、そういたしま
すと政府資金のいわゆる財政投融資の
配分の関係からいまして、漸次地方
債の引き受けるワクが、比率から申せ
ば低くなつてきているわけなんです。昭和
二十三年、二十四年が最高で、政府資
金の九五％という大部分を地方債に回
しておる。それが昭和二十五年から急
激に五〇％以下に減つて、それが三十
年度では四一％というふうになつてき
ておる。要するに政府資金がないので
はなく、それがよその方へ回つてお
る、産業投資の方に回つておるとい
う傾向が、ここ数年來とられてき
たわけでありまして、これは基幹産業を
育成するというような趣旨でございま
しょうが、また民間資金が窮乏であつ
たのを補うという意味でもございま
しょうが、しかし昨今の金融情勢から
考えましても、この傾向をまたものと
姿に戻していく時期になつておるの
は無理でしょうか、少くとも次第に下つ

てきておる地方債のワクというものを
比例的にはふやしていく、政府資金を
なるべくよい地方債に回していく、
そして公債費を減らしていく、これは
当然の行き方だと思ひます。ところが
が今年度のやり方はどうもその方向に
合致していません。これは非常に遺憾だ
と思ひます。今後私が申し上げた
ように政府資金を確保し、できるだけ
地方債は政府資金でまかなう、そして
また全体の利子を安くする、そのため
には利子補給も考えるというふうな努
力されるかどうか、その辺のお考えを
聞いておきたい。

○太田国務大臣 考え方としては同じ
でございます。私率直に申しまして、
政府資金と公債費関係の一般金融の扱
い方というものが昔と變つたことと、
ことし公債費の利子の高い方に多く
行つたという事実はおっしゃる通りで
ございます。国の財政を審議する場合
におきましても、実は政府資金の振り
合ひにつきまして非常な議論がござい
ました。問題は結局政府資金の伸び
が、ことに郵便貯金その他の金融
界に集まつてくる銀行預金等と比べま
して、昨年から非常に變つてきたとい
う事実も認めなければならぬので、
もちろん地方財政の建前からいいます
ならば、政府資金を大きくしたかつた
のでございまして、国全体の割り振り
上から、政府資金と金融界から集まつ
た金融資金との二つのものでは、金融
界の方が非常に多く集まつて、片一方
の方が財源的に少かつたという事情が
根本的の理由でございまして、だんだん
昨年の暮れあたりから、金融の情勢も
變つてきつたようでございます。

が、三十一年度の予算及び資金の關係
を審議する段階におきましては、政府
資金が乏しかつた、伸びが少かつた、
こういうのが根本理由でございまして、
もちろん政府資金の増すにつれ、その
負担の軽い利子の方に地方債を向けて
いきたいというお考えにつきまして
は、私も同感であり、また努力すべき
ものと思ひます。三十一年度について
は残念ながら公債資金にたよらざるを
得なかつたという事情を御了解願いた
いと思ひます。

○中井委員 私ごく簡単ですが、先ほ
どの門司さんの御質問の趣意のことに
関連して、ちょっとお尋ねしたいと思
ひます。今地方自治体が主管をして地
方競馬をやつております。それを民営
にするというふうなうわさを、ちらほ
ら聞くのですが、そのことについての
今の大臣の御答弁では、地方財政の現
在の難局から考へて、財政面からい
つて移管してもらつては非常に困るとい
うふうな御意見を承わつたが、理由は
財政面だけでございまして、その辺を
ちょっと確かめておきたい。

○太田国務大臣 問題は畜産等の農林
政策と、地方財政との二つの問題であ
ると思ひますが、地方財政に關しま
しては現在七億圓、もしこれと同じよ
うな方向でやつていって、競輪等に及
ぶ場合におきましては、六十億圓に響
く問題でありまして、申し上げるまで
もなく今年新税を起したりいろいろし
ても百二十億圓くらいで、その半分に
も当るような大きな額でございまして
これは数字的に、はつきりした事実で
ございまして、ただ地方財政に關す
る限りにおいては、かような事実は隠
すことのない事実だ、かように申し上

げたのでございまして、これを国策としてあるいは畜産の建前から、どうかということになると、私まだ承知しておりませんので、その点は私の申し上げる段階でない、よくいろいろな事情を調べてきめるべき問題だ。東京都内を初め大分県情の来ておることは申し上げるまでもございせん。私もこの点につきまして非常に注意を払っておる次第でございまして、今どっちに踏み切るという問題にならず、ただ地方財政においてはそういう数字になっておる。また門司委員が最後に言われた公営がしかるべきであるという問題につきましては、公正なる競争が行われるかという論点から問題を解決すること、事業自体の問題にならうと思ひます。また経営を合理化していくという問題もここにあらうかと思ひます。現在この点については私は研究が足りませんから、十分検討したいと思ひます。

○中井委員 そうなりますと、またそういう問題について正式に閣議で話し合いになったことは一度もない、あるいは懇談などで話し合ったこともないというところに私は了解をいたしますが、しかしそういうふうな財政の面だけということになれば、新しく作らうとする団体が七億円程度は一つ国庫へ毎年納付をする、自治庁はしかるべくそれを配分せよというふうな案が出て参りますと、自治庁としては今の御答弁だけでは、どうも一向に反対の根拠がなくなるように私どもは考えるわけでありまして、そういう点についてどうでございましょうか。

○太田国務大臣 先ほど門司委員の言われました公営はか非かという問題もここにからんで参ります。それからそういう資金を全然今までのように自治体の自由に使わすかという問題もあらうかと思ひます。そういう点がはつきりいたしませんので、私はとくと研究したい。閣議においてはこの問題は出ておりません。

○大矢委員長 他に質疑がなければ、三案に対する質疑はこれにて打ち切りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議がなければ、これにて質疑は終了いたしました。次に討論に移ります。討論の通告がございしますので、順次これを許します。永田亮一君。

○永田委員 私は自由民主党を代表いたします。ただいま議題となりまして、地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、政府案に対して賛成をいたし、社会党の案に反対をいたし、さらに地方財政法等の一部を改正する法律案につきまして、賛成の討論を行わんとするものであります。

このたび政府から提案されました交付税法の改正案というものは、関連してありますいろいろな法案とともに、みんなわが党の方針ののっとっておると思うのであります。地方財政再建のために大いに役に立ちますし、またこれによって地方の自主財源は増強せられます。その一面において、団体間の財源調整の使命をも果たすものでありますから、地方財政の基礎確立の上、多大の効果を与へべきことは疑問の余地のないものであります。今回の政府及びわが党の施策によって、窮迫のどん底にある地方財政というものは、画期的な改善の方途に進み得ると信ずるのであります。ただここで問題になりますことは、それなら交付税の税率をどの程度に定めたらよいかということでありまして、これは非常にむずかしい問題であると思うのであります。素朴な原則論から申しますならば、いかなる団体であつても、自分の存立及び活動に要する経費というものは、みずからの収入財源によつてまかなわれるということがほんとうであるかもしれません。地方公共団体が国庫に財政的の依存をしたり、あるいはまた民間の寄付などに多くの期待を持つことのないことは申すまでもないのでありますけれども、今日の地方財政の実態というものは、そう簡単ではないのでございまして、国政と地方行政との関係は複雑に交錯しております。にわかには原則論のみをもつて割り切れないところに困難性があると存ずるのであります。現段階をいたしましては、各般の行政制度の改革とその運営の改善によりまして、できるだけ経費を節約し、また収入の増加をはかつて、その実質を見きわめた上で合理的な地方財政計画を立て、それによつて必要やむを得ない補充的な調整的な財源を国から付与するというのが順序であり、また実情に即すると思うのであります。こういうような見地から、この際をいたしましては、政府案の二五%までの引き上げに賛意を表する次第でありまして、社会党の案には賛意を表しがたいのであります。

社会党の諸君が地方自治のために常に努力され、その提案が地方財政に大いに寄与せんとする趣旨に對しましては、敬意を表するのでございしますが、この際一挙に二七%まで引き上げるといふことは、責任ある政府のなし得ないところでありまして、他の諸施策ともならみ合せて、また漸を追つて諸制度の改革の実績とも照合して調整することが、實際にも即応し、副作用も少いと思われるからでございまして、太田自治庁長官は、これ以上交付税率を引き上げべきかどうかといふことは、きわめて慎重な研究を要すると言明されたのであります。ほかの一切の施策を行わないで、ただ交付税率を一挙に大幅に引き上げるといふことは、一つの冒険でありまして、責任のある政府のとらざるところと信ずるのであります。

要するに、政府案は実情に最も即しております。公正妥当でありまして、国と地方双方の要請に沿うものであります。社会党案はやや理想に走っておりますが、現実を離れたものと言わなければならぬと思ひます。本年の予算はすでに成立をいたしまして、地方財政計画も決定した今日におきまして、全国四千七百の地方公共団体も、政府案の成立を予定して、予算を議決しておるのであります。

この際一挙に二七%まで引き上げるといふことは、責任ある政府のなし得ないところでありまして、他の諸施策ともならみ合せて、また漸を追つて諸制度の改革の実績とも照合して調整することが、實際にも即応し、副作用も少いと思われるからでございまして、太田自治庁長官は、これ以上交付税率を引き上げべきかどうかといふことは、きわめて慎重な研究を要すると言明されたのであります。ほかの一切の施策を行わないで、ただ交付税率を一挙に大幅に引き上げるといふことは、一つの冒険でありまして、責任のある政府のとらざるところと信ずるのであります。

要するに、政府案は実情に最も即しております。公正妥当でありまして、国と地方双方の要請に沿うものであります。社会党案はやや理想に走っておりますが、現実を離れたものと言わなければならぬと思ひます。本年の予算はすでに成立をいたしまして、地方財政計画も決定した今日におきまして、全国四千七百の地方公共団体も、政府案の成立を予定して、予算を議決しておるのであります。

この際一挙に二七%まで引き上げるといふことは、責任ある政府のなし得ないところでありまして、他の諸施策ともならみ合せて、また漸を追つて諸制度の改革の実績とも照合して調整することが、實際にも即応し、副作用も少いと思われるからでございまして、太田自治庁長官は、これ以上交付税率を引き上げべきかどうかといふことは、きわめて慎重な研究を要すると言明されたのであります。ほかの一切の施策を行わないで、ただ交付税率を一挙に大幅に引き上げるといふことは、一つの冒険でありまして、責任のある政府のとらざるところと信ずるのであります。

要するに、政府案は実情に最も即しております。公正妥当でありまして、国と地方双方の要請に沿うものであります。社会党案はやや理想に走っておりますが、現実を離れたものと言わなければならぬと思ひます。本年の予算はすでに成立をいたしまして、地方財政計画も決定した今日におきまして、全国四千七百の地方公共団体も、政府案の成立を予定して、予算を議決しておるのであります。

この際一挙に二七%まで引き上げるといふことは、責任ある政府のなし得ないところでありまして、他の諸施策ともならみ合せて、また漸を追つて諸制度の改革の実績とも照合して調整することが、實際にも即応し、副作用も少いと思われるからでございまして、太田自治庁長官は、これ以上交付税率を引き上げべきかどうかといふことは、きわめて慎重な研究を要すると言明されたのであります。ほかの一切の施策を行わないで、ただ交付税率を一挙に大幅に引き上げるといふことは、一つの冒険でありまして、責任のある政府のとらざるところと信ずるのであります。

この際一挙に二七%まで引き上げるといふことは、責任ある政府のなし得ないところでありまして、他の諸施策ともならみ合せて、また漸を追つて諸制度の改革の実績とも照合して調整することが、實際にも即応し、副作用も少いと思われるからでございまして、太田自治庁長官は、これ以上交付税率を引き上げべきかどうかといふことは、きわめて慎重な研究を要すると言明されたのであります。ほかの一切の施策を行わないで、ただ交付税率を一挙に大幅に引き上げるといふことは、一つの冒険でありまして、責任のある政府のとらざるところと信ずるのであります。

要するに、政府案は実情に最も即しております。公正妥当でありまして、国と地方双方の要請に沿うものであります。社会党案はやや理想に走っておりますが、現実を離れたものと言わなければならぬと思ひます。本年の予算はすでに成立をいたしまして、地方財政計画も決定した今日におきまして、全国四千七百の地方公共団体も、政府案の成立を予定して、予算を議決しておるのであります。

この際一挙に二七%まで引き上げるといふことは、責任ある政府のなし得ないところでありまして、他の諸施策ともならみ合せて、また漸を追つて諸制度の改革の実績とも照合して調整することが、實際にも即応し、副作用も少いと思われるからでございまして、太田自治庁長官は、これ以上交付税率を引き上げべきかどうかといふことは、きわめて慎重な研究を要すると言明されたのであります。ほかの一切の施策を行わないで、ただ交付税率を一挙に大幅に引き上げるといふことは、一つの冒険でありまして、責任のある政府のとらざるところと信ずるのであります。

要するに、政府案は実情に最も即しております。公正妥当でありまして、国と地方双方の要請に沿うものであります。社会党案はやや理想に走っておりますが、現実を離れたものと言わなければならぬと思ひます。本年の予算はすでに成立をいたしまして、地方財政計画も決定した今日におきまして、全国四千七百の地方公共団体も、政府案の成立を予定して、予算を議決しておるのであります。

この際一挙に二七%まで引き上げるといふことは、責任ある政府のなし得ないところでありまして、他の諸施策ともならみ合せて、また漸を追つて諸制度の改革の実績とも照合して調整することが、實際にも即応し、副作用も少いと思われるからでございまして、太田自治庁長官は、これ以上交付税率を引き上げべきかどうかといふことは、きわめて慎重な研究を要すると言明されたのであります。ほかの一切の施策を行わないで、ただ交付税率を一挙に大幅に引き上げるといふことは、一つの冒険でありまして、責任のある政府のとらざるところと信ずるのであります。

方財政の窮乏を打開し、その再建を促進するものでありまして、その他の点につきましても全面的に賛意を表する次第であります。以上をもちまして私の討論を終ります。(拍手)

○大矢委員長 次に川村義孝君。

○川村(義孝)委員 私は日本社会党を代表いたします。わが党から提出いたしました地方交付税法の一部改正の法律案について賛意を表し、政府提案の地方交付税法の一部改正法律案、それから地方財政法等の一部改正法律案について反対の意見を表明いたしましたと思ひます。

まず率直に私は、与党の皆さん方がわが党の提出いたしました地方交付税法の一部改正に御賛成下さるようお願いをいたしたいと思ひます。

御承知の通り交付税の税率改正につきましては、これは昨年からずいぶん問題になっていた問題でございまして、われわれの提案いたしております趣旨は、先ほど北山委員から申した通りでございまして、御承知のように昨年第二十二国会のころから、二十九年度までに膨大な赤字をかかえ込んだ地方自治団体が、その財政をどうして切り開いていくか、また三十三年度の財政計画の見通しも立たないという苦境にあつたときに、地方の自治団体は、あげて交付税率の三〇%を要望いたしましたのであります。三〇%の交付税率を政府が考えてくれるならば、地方自治団体の財政運営はきわめて円滑に持つて行けるという趣旨を、この委員会等にも申し述べたことは、すべての者が承知いたしていただいております。もちろんわれわれも、

できれば税率三〇%にいたしまして、この地方財政の再建あるいは健全なる運営に資することが必要であると考えられたのでありますけれども、これは国家の財政等との関係もありまして、なかなか地方の要望にそのままたえられなかったというのが実情であります。わが党は二十二国会からあるいは臨時国会に至る間、すべての問題を検討いたしました。国家の財政状況あるいは地方の財政状況等を検討いたしました。この二七%という線を常に堅持いたしました。この二七%に相当するところの税額を、当然国の責任として地方に交付すべきであるということ、を主張いたしました。この委員会にも提案いたしました。参議院の次第であります。ただいま御賛成いたされまして永田委員のお言葉にあったのであります。政府が今回いかにも大幅に税率を引き上げられたような御趣旨でありましたけれども、当時永田さんは政務次官をしておられまして、あるいは御存じなかったかもしれないけれども、政府と党の皆様方も、二十二国会においては、今年度は二五%はやむを得ないけれども、二八%にすべきであるといふ、法案を提出されました事実もあるわけでありまして、なおこの税額の総額からいたしまして、本年度は一、千六百億程度の総額になっておりますけれども、これは二十九年度の剰余金も入っておりますし、また三税の税収を多くしたのでありますので、実質的に上昇いたしました税収というものは、そう多くないものであります。今御賛成の意見にありましたように、大幅な、実に思い切った税率改正をやられた、こういうふうには受け取れないと

思うのであります。この二五%が今日の地方財政をささえていくのに果して妥当であるかというところは、大いに疑問としなければなりません。やはり私たちが主張いたしておりますように、少くとも二七%に相当するものを地方の財源として国がその責任上与えるべきである、かく考えるわけでありまして、地方団体の赤字発生の原因について、私たちが地方の赤字発生について、決して地方自治団体に責任がないとは申しませんけれども、これは昨年からいろいろと検討されて参っておりますように、その大半の責任はやはり国が負うべきものであるわけでありまして、地方の財政を円滑に運営させるために、地方の被験に瀕した財政を健全化するためにも、国はその責任上やはり二七%程度の税額は当然与えるべきである、かく考えるわけでありまして、従って私は、ぜひとも与党の皆様方もこのわが党提出の交付税の一部改正に対して御賛同いただきたい、かく心からお願いを申し上げるわけでありまして。

なお、政府提案の地方交付税法の改正案につきまして反対いたしました理由には多々ありますけれども、簡単に一、二の点を申し上げたいと存じます。今、ほども申し上げましたように、政府の地方財政再建の構想あるいは国が地方の財政を再建するための責任を負うという角度からは、二五%の財源を与えない、その責任を十分果たしたとは言えない、こう考えるわけでありまして、申し上げるまでもございせんが、二十八年度末四百六十二億という赤字をかえ込んだ地方団体が、二十九年度末には六百四十九億の赤字をかえ込んでおると言われます。このかえ込んだ赤字の解消策というものが十分研究されねばならないことは当然であります。その後赤字を発生させないような強力な地方財政に対する施策がなければならぬと考えることは、これは当然のことであろうと思ふのであります。ところがこれらの赤字解消の問題に對して、政府は地方財政再建促進特別措置法を提出されて、一応の措置らしきものはできておりますけれども、おそれるべき法律をもつてしても完全におそらくあつておらず、政府自身もその手当ができておらず、政府自身もお考えになっておられないと思ふのであります。将来赤字を発生させないためには、たびたび問題となつておりますように、累増いたしております地方債に對する対策をどのように立てるかということが、また一つの大きな問題にならねばなりませんし、財政面においても当然第一の問題として取り上げていかねばならない問題だと思ひます。今回政府が考えられました対策は、非常な御苦心をなさった点につきましては、もちろん敬意を表するものでありますけれども、たとえば地方団体に自主的財源を与えるというこの必要を考へながらも、いわゆる軽油引取税であるとかあるいは都市計画税であるとか、あるいは三公社等を含んでおります交付金、納付金の制度を設ける新税を創設されております。この新税は、わが党の方からあるいは与党の人から質疑応答のときに出ておりましたように、やがてそれは大衆に負担させるおそれのある税金であるので、こういう税金は取りやめるべきではないかという意見を、この委員会におい

て申し述べて参つたのであります。大衆にその負担を転嫁させるような新税には、私たちがこの際どうしても賛成することができないわけでありまして、自主財源を与えるというのなら、もつとはかに大衆にその負担が転嫁されない方法において考へるべきではないか。たとえばこの消費税率を引き上げて財源を与えてやるとか、あるいは法人に對する減免措置を処理するとかいろいろの方法で、地方団体に對する財源付与ということ考へるべきではなかつたか。そういうような点を十分検討されずに新しい税金を立てて、税源の付与あるいは地方団体の自主財源が確保されたと考へていくことについては、私たち賛成することができないわけでありまして。しかも交付団体が唯一の力と思つておりますこの重要な交付税額をわずかに二五%にとどめておかれたということは、あるいは国家財政云々という御意見もあると思ふのでありますけれども、これを二七%に上げましたも、その大きな影響を国家財政に与えるとは思ひませんので、やはりこういう点において、交付税の大幅な付与ということに関連して研究せねばならなかつた。そういう点で、われわれもいたしましたのは、政府のこの二五%引き上げた施策に對して、そのまま賛成するわけに参らないと考へるわけでありまして。なおこの交付税法の一部改正の内容につきましては、あるいは財政需要額の単位費用の測定の問題あるいは収入額の問題等がありますが、すべてそういうような新税創設に伴つた改正でありまして、結局、先ほど申し上げましたように、その基本的な方向に反

対いたしておりますので、一応内容は別といたしまして、私たちは政府提案に賛成いたしかねるということを率直に申し上げざるを得ないのであります。次に地方財政法等の一部改正法律案であります。この法律案の改正要綱の大きな問題は二つになっております。この中で義務教育職員の恩給費に關する問題を第十条に繰り込まれたということにつきましては、まことに賛意を表します。地方の特に都道府県の財政の中で、教育費の問題がよく出て参りますが、しさいに検討して参りますと、義務教育職員の恩給関係の負担分というものが相当高い率を占めておるようでありまして。各県ともにこの恩給の支払いには相当頭を痛めておつたのが、今日までの実情であつたと思ふのであります。それを今回半額の国庫負担ということである措置ができていくことは、大へん喜ばしいことだと存じます。ただ残念なことは、せっかくこのようになりつばなお考えを法律として作つていただきましたのに、その附則においてこの実施が昭和三十一年七月一日以後において退職した者、こうなつておりますから、どうも千俵の功を一簣に欠いた気がいたしました。こういうものはすべからず今までの者に適用するようにしていただきたいと考へるわけでありまして。次に地方財政再建促進法の一部改正といふものが、大きな項目の一つになつておるようでありまして、この中で地方再建団体が財政再建計画の承認の前に、退職手当の財源に充てたために起した地方債は、財政再建債と見なすことができる、こういうふう

